

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	別紙添付－産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書		
	施設操業時の 維持管理方法	別紙添付－産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書 ※維持管理基準に即した内容とすること。		
	施設整備・ 点検の頻度	施設整備については、日常的な整備点検を行い、定期的な機能点検及び機能検査を月1回技術管理者が行います。		
	維持管理に 関する記録及び 閲覧方法	別紙詳細は、「維持管理に関する記録及び閲覧方法」のとおり		
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm ³)	—	—	
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)	—	—	
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)	—	—	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	—	—	
	ダイオキシン類 (p g/L)	—	—	
放流水の 水質	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	※詳細については、産業廃棄物の受入方法や維持管理方法について記載した計画書に添付しています。
	生物化学的酸素要求量BOD (mg/L)	20	20	
	浮遊物質SS (mg/L)	10	10	
	窒素含有量T-N (mg/L)	30	30	
	全磷T-P (mg/L)	4	4	

産業廃棄物の受入方法や維持管理について記載した計画書

§ 1. 維持管理に関する事項

(1) 施設・設備の点検

本計画における施設・設備の点検項目、点検方法及び点検頻度は下表に示すとおりである。

遮水工の使用開始前の点検方法については、別紙参考資料遮水シート施工要領によるものとする。

施設・設備	区分	点 検 項 目	点 検 方 法	点 検 頻 度
土 堰 堤	日常	・ 堤体からの漏水の有無 ・ 堤体の亀裂の有無 ・ 法面のはらみ出し状況	目視により確認	1日1回
	定期	・ 堰体の沈下 ・ 基礎地盤の沈下	目視又はレベルにより測定	年1回
し ゃ 水 施 設	日常	・ シート材の破損の有無 ・ シートの接合不備の有無 ・ モニタリング井戸での水質	目視及び水質分析により確認	月1回 ※モニタリング井戸にて水質検査を行う
保有水集排水施設	日常	・ 管のひび割れ、穿孔の有無 ・ 管の詰まりの有無 ・ 管へのスケールの付着の有無	露出している箇所:管周囲の流水状況にて確認。 必要に応じ碎石を撤去し確認。 露出してない箇所:出水口の水量の確認。 埋立地内の湛水量の確認。	週1回
浸出液処理設備	日常	・ 流入量及び放流水量の確認 ・ 機器の振動・騒音の状況 ・ 薬品の補充の有無 ・ 調整池から漏水の有無	目視、触手及び聴覚により確認 (スタックにより水位を測定する。)	1日1回
	定期	・ 潤滑油の交換 ・ 電動機絶縁測定 ・ Vベルトの張り点検 ・ グリス注入 ・ 吐出、吸込みバルブの点検 ・ 基礎地盤の沈下	目視又は測定機により確認	6ヶ月1回
発生ガス処理設備	日常	・ 法面ガス抜き管の状況 ・ 堅型ガス抜き管の状況 ・ 発生ガスの放出状況	目視、臭覚により確認	1日1回
地下水集排水施設	定期	・ 排水管の詰まりの有無 ・ 地下水マンホールの破損の有無 ・ モニタリング井戸での水質	目視及び水質分析により確認	月1回 ※モニタリング井戸にて水質検査を行う
雨水集排水施設	定期	・ 周辺部からの土砂の流入状況 ・ 防災調整池の水位 ・ 施設の破損の有無	目視により確認	月1回
飛散防止設備	日常	・ フェンス及び基礎の破損 ・ ごみの付着・汚れ	目視により確認	週1回
囲 障 設 備	定期	・ 施設の劣化・破損の有無	目視により確認	年1回

§ 2. 維持管理基準

産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の維持管理基準の具体的な手法について下記に示す。

No.1

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、飛び出さない様必要な措置を講じること。	即日覆土 20cm により、飛散防止を行うとともに柵による飛散防止の措置を講じます。	随時
2	最終処分場外に悪臭が発散しない様必要な措置を講じること。	悪臭物質が発生しないように必要に応じて、廃棄物が露出しない状態に即時毎 50cm で覆土を行い、必要に応じ消臭剤の散布等の措置を行う。	随時
3	火災発生を防止するため必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	管理棟および浸出水処理施設内に消火器を設置する。埋立地は覆土による消火と防災調整池の水を利用して消火を行う。	—
4	ねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しない様、薬剤の散布その他必要な措置を講じること。	廃棄物が露出しないように必要に応じ即時毎 50cm で覆土及び必要に応じ薬液散布を行う。	随時
5	囲いはみだりに人が立ち入ることを防止することができるようにしておくこと。	施設入り口の門扉及び進入防止フェンスにより防止。	随時
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講じること。	立札は常に見やすい所として、トラックスケール入り口に設置。 表示事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えをする。	随時
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止する措置を講ずること。	目視確認による定期的な点検を実施し、損傷する恐れのある箇所が確認された場合、速やかに損傷箇所の改修を行う。	日 1 回
8	廃棄物を埋立る前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	底盤は保護砂を敷設し、法面は遮光性マットにより保護する。	—
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工を目視により定期的に点検し、遮水シートの劣化や破損があれば速やかに修復する。	日 1 回
10	最終処分場の周縁の 2 箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を行うこと。	上流下流にそれぞれ 1 箇所のモニタリング井戸を設置し、定められた検査項目及び頻度にてモニタリングを行う。	
	イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。	(表-1)	開始前 1 回
	ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。		開始後 年 1 回
	ハ. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を月 1 回以上測定記録する		開始後 月 1 回

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
	二、電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定記録すること。	開始前と比較して、明らかに異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。	随時
11	地下水検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。	開始前と比較して明らかに異常が認められた場合には、速やかに原因調査を実施し生活環境保全上必要な措置を講じる。	随時
12	雨水が入らない様必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らない様に必要な措置を講じること。	埋立地周辺に雨水分離溝（素掘側溝）による措置を講じる。	—
13	調整池を定期的に点検し、損壊の恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。	調整池をスタック等により水位を定期的に観測し、漏れがないか確認する。万が一、遮水シートの損傷等があれば、速やかに補修する。	随時
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ、放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	放流水の水質を定められた検査項目及び頻度にて測定し、排水基準に適合するよう適正な維持管理を行う。又、施設の維持管理のため保有水の水質検査を行う。（表-3）	—
	ロ、浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じること。	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じる	随時
	ハ、放流水の水質検査を次により行うこと （１）排水基準等に係る項目について１年に１回以上測定記録すること。	排水基準等に係る項目について、測定検査を実施し記録する。（表-2）	年１回
	（２）水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について１月に１回以上測定・記録すること。	水素イオン濃度、BOD、SS について、測定検査を実施し記録する。（表-2）	月１回
15	管渠その他の設備の機能を維持するため、管渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じること。	定期的に点検を実施し、管渠等に堆積した土砂があれば、速やかに除去する	月１回
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜管として、豎型３箇所、法面１０箇所、合計１３箇所 約１２７０㎡に１箇所設置する	—

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	最終覆土 100cm の厚さにより、転圧締固めを行い閉鎖する。	即時
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。	最終覆土を施し、低木による植栽を行う。	随時
19	埋立られた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	埋立られた廃棄物の種類、数量及び施設の点検、検査や措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。また石綿含有産業廃棄物を含む時には、その旨を記載する。	随時
20	石綿含有産業廃棄物の埋立を行う場合について	石綿含有産業廃棄物の埋立を行う場合には、一定の場所で分散しないようにし、埋立地の外へ飛散、流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講じます。 また、埋立した位置を示す図面の作成をいたします。	随時
21	廃石綿等の埋立を行う場合について	廃石綿等の受け入れは、プラスチック袋耐水性の材料で二重梱包したものか固形化したもの以外は取扱いしません。 廃石綿等の埋立を行う場合には、最終処分場の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立処分します。 廃石綿等の埋立場所において転圧等のための重機等を使用する場合には、1日の作業終了後、埋立面の上面に必要な厚さ20cm以上の覆土等を行い、二重袋の破損による廃石綿等の飛散を防止します。 廃石綿等の埋立完了後は、その上全面に目印となるシートで覆う等の措置を行った後、50cmの最終覆土します。 また、埋立した位置を示す図面の作成をいたします。	随時
22	残容量の測定	最終処分場の残余容量については、1年に1回測定し、かつ記録する。	年1回

§ 3. 廃止基準

産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令の廃止基準の具体的な手法について下記に示す。

No.1

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
1	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）、遮水工、基礎地盤（強度、平滑性）、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び地表水流入防止のための開渠が、構造基準に適合していないと認められないこと。	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）、遮水工、基礎地盤（強度、平滑性）、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び地表水流入防止のための開渠等について、構造基準に適合していることを確認する。 また、擁壁等については、その安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋め立てられていないことを確認する。	廃止前
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。	最終覆土の措置を講じ、悪臭の発生がないことを確認する。	廃止前
3	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	可燃性ガスの発生が無いことを確認する。	廃止前
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう必要な措置が講じられていること。	最終覆土の措置を講じ、ねずみ及び蚊、はえその他害虫の発生がないことを確認する。	廃止前
5	地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。 ※ 水質検査の結果、水質の悪化がみとめられない場合は、この限りでない。 (1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。 (2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	(1) モニタリング井戸により地下水の水質を測定し、基準に適合することを確認する。 (2) 地下水の水質測定結果を取りまとめ、変動状況を把握し、悪化の恐れがないことを確認する。 以上の事を行うことにより、周辺地域に生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する	廃止前

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
	保有水等排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等に適合していると認められること。 (1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上 (2) pH、BOD、COD、SS、窒素含有量 3月に1回以上 ※雨水等が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については適用しない。 ※埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合は、当該変更後2年以上にわたり行われた水質検査の結果とする。	廃止確認申請の直前2年間以上にわたり測定された保有水等の水質検査の結果がすべて排水基準等に適合していることを確認する。 (埋立終了後の検査結果も含む)	廃止前
7	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	(1) 廃止確認申請の直前にガスの発生がほとんど認められないを確認する。 (2) 廃止確認申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないことを確認する。 (埋立処分終了後の検査結果も含む) (3) 測定は気圧の高い時を避け、曇天時に行う。 (4) 通気装置等から適当な箇所を選定し、流量測定を行う。 (5) 周辺の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められた場合には採取管を設置して測定を行う。 (測定頻度：1回/3ヶ月)	廃止前

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
8	埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないこと。	・埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が摂氏 20℃未満である状態を確認する。 ・周辺の地中の温度は実測で測定する。 ・温度の測定は、熱電対式等の温度計を用いて行う。	廃止前
9	おおむね 50cm 以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること。	埋立物を水平に敷均し、100cm の覆土を行う。	廃止前
10	雨水等が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	・周辺に排水路を設置し、雨水等の浸入を防止する。 ・覆土は沈下・亀裂が発生しないよう十分に転圧を行う。 ・周辺の排水路への導水のため水勾配を確保する。	廃止前
11	埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。	・地下水の水質を測定し、基準以下であることを確認する。 ・周辺の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められた場合には採取管を設置して測定を行う。	廃止前